

藤沢市特別会計条例の一部改正について
藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例
藤沢市特別会計条例（昭和39年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市柄沢特定土地区画整理事業費特別会計の平成30年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市柄沢特定土地区画整理事業費特別会計を廃止する等の必要による。